

アメニティセンター

R8.4.1 料金改正 (単位:円)

区分	時間区分	1時間 当たり	新使用料 【区分料金】															
			()内は冷暖房使用する場合 ※「部屋の使用料×1.5」、ホール舞台のみの場合は「ホール舞台のみの使用料+(ホール舞台及び客席の使用料×0.5)」															
			市内		市内 《土日祝日》		市外		市外 《土日祝日》		入場料徴収、 宗教、政治		入場料徴収、 宗教、政治 《土日祝日》		営業の宣伝		営業の宣伝 《土日祝日》	
			A	A×1.2	A×1.5	A×1.2×1.5	A×2.0	A×1.2×2.0	A×4.0	A×1.2×4.0								
ホール (舞台及び客席)	午前9時～正午	2,600	7,800	(11,700)	9,360	(14,040)	11,700	(17,550)	14,040	(21,060)	15,600	(23,400)	18,720	(28,080)	31,200	(46,800)	37,440	(56,160)
	午後1時～午後5時	2,600	10,400	(15,600)	12,480	(18,720)	15,600	(23,400)	18,720	(28,080)	20,800	(31,200)	24,960	(37,440)	41,600	(62,400)	49,920	(74,880)
	午後6時～午後10時	3,900	15,600	(23,400)	18,720	(28,080)	23,400	(35,100)	28,080	(42,120)	31,200	(46,800)	37,440	(56,160)	62,400	(93,600)	74,880	(112,320)
	(終日)午前9時～午後10時	40,300	(60,450)	48,360	(72,540)	60,450	(90,675)	72,540	(108,810)	80,600	(120,900)	96,720	(145,080)	161,200	(241,800)	193,440	(290,160)	
ホール (舞台のみ)	午前9時～正午	560	1,680	(5,580)	2,016	(6,696)	2,520	(8,370)	3,024	(10,044)	3,360	(11,160)	4,032	(13,392)	6,720	(22,320)	8,064	(26,784)
	午後1時～午後5時	560	2,240	(7,440)	2,688	(8,928)	3,360	(11,160)	4,032	(13,392)	4,480	(14,880)	5,376	(17,856)	8,960	(29,760)	10,752	(35,712)
	午後6時～午後10時	840	3,360	(11,160)	4,032	(13,392)	5,040	(16,740)	6,048	(20,088)	6,720	(22,320)	8,064	(26,784)	13,440	(44,640)	16,128	(53,568)
	(終日)午前9時～午後10時	8,680	(28,830)	10,416	(34,596)	13,020	(43,245)	15,624	(51,894)	17,360	(57,660)	20,832	(69,192)	34,720	(115,320)	41,664	(138,384)	
健康管理室	午前9時～正午	500	1,500	(2,250)	1,800	(2,700)	2,250	(3,375)	2,700	(4,050)	3,000	(4,500)	3,600	(5,400)	6,000	(9,000)	7,200	(10,800)
	午後1時～午後5時	500	2,000	(3,000)	2,400	(3,600)	3,000	(4,500)	3,600	(5,400)	4,000	(6,000)	4,800	(7,200)	8,000	(12,000)	9,600	(14,400)
	午後6時～午後10時	750	3,000	(4,500)	3,600	(5,400)	4,500	(6,750)	5,400	(8,100)	6,000	(9,000)	7,200	(10,800)	12,000	(18,000)	14,400	(21,600)
	(終日)午前9時～午後10時	7,750	(11,625)	9,300	(13,950)	11,625	(17,437)	13,950	(20,925)	15,500	(23,250)	18,600	(27,900)	31,000	(46,500)	37,200	(55,800)	
ふれあい室	午前9時～正午	440	1,320	(1,980)	1,584	(2,376)	1,980	(2,970)	2,376	(3,564)	2,640	(3,960)	3,168	(4,752)	5,280	(7,920)	6,336	(9,504)
	午後1時～午後5時	440	1,760	(2,640)	2,112	(3,168)	2,640	(3,960)	3,168	(4,752)	3,520	(5,280)	4,224	(6,336)	7,040	(10,560)	8,448	(12,672)
	午後6時～午後10時	660	2,640	(3,960)	3,168	(4,752)	3,960	(5,940)	4,752	(7,128)	5,280	(7,920)	6,336	(9,504)	10,560	(15,840)	12,672	(19,008)
	(終日)午前9時～午後10時	6,820	(10,230)	8,184	(12,276)	10,230	(15,345)	12,276	(18,414)	13,640	(20,460)	16,368	(24,552)	27,280	(40,920)	32,736	(49,104)	
視聴覚室	午前9時～正午	460	1,380	(2,070)	1,656	(2,484)	2,070	(3,105)	2,484	(3,726)	2,760	(4,140)	3,312	(4,968)	5,520	(8,280)	6,624	(9,936)
	午後1時～午後5時	460	1,840	(2,760)	2,208	(3,312)	2,760	(4,140)	3,312	(4,968)	3,680	(5,520)	4,416	(6,624)	7,360	(11,040)	8,832	(13,248)
	午後6時～午後10時	690	2,760	(4,140)	3,312	(4,968)	4,140	(6,210)	4,968	(7,452)	5,520	(8,280)	6,624	(9,936)	11,040	(16,560)	13,248	(19,872)
	(終日)午前9時～午後10時	7,130	(10,695)	8,556	(12,834)	10,695	(16,042)	12,834	(19,251)	14,260	(21,390)	17,112	(25,668)	28,520	(42,780)	34,224	(51,336)	
工作室	午前9時～正午	540	1,620	(2,430)	1,944	(2,916)	2,430	(3,645)	2,916	(4,374)	3,240	(4,860)	3,888	(5,832)	6,480	(9,720)	7,776	(11,664)
	午後1時～午後5時	540	2,160	(3,240)	2,592	(3,888)	3,240	(4,860)	3,888	(5,832)	4,320	(6,480)	5,184	(7,776)	8,640	(12,960)	10,368	(15,552)
	午後6時～午後10時	810	3,240	(4,860)	3,888	(5,832)	4,860	(7,290)	5,832	(8,748)	6,480	(9,720)	7,776	(11,664)	12,960	(19,440)	15,552	(23,328)
	(終日)午前9時～午後10時	8,370	(12,555)	10,044	(15,066)	12,555	(18,832)	15,066	(22,599)	16,740	(25,110)	20,088	(30,132)	33,480	(50,220)	40,176	(60,264)	

R8.4.1 料金改正 (単位:円)

区分	新使用料			
	映像機器	調光機器	グランドピアノ	陶芸用電気炉
	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	1日当たり
附属設備	440	440	550	2,200

R8.4.1 料金改正 (単位:円)

「1回」の使用は、 9時～正午 正午～17時 17時～21時		新使用料			
		高校生、障がい者、高齢者		一般	
		市内	市外	市内	市外
ウエイトトレ ニングルーム	1回	160	220	320	440
	16回	2,400	3,300	4,800	6,600

- * 「市内」の使用料は、市内に住所を有する者、通学・通勤等のため市の区域に滞在する者、市内に存する事業所又は各種団体(構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。)が利用する場合に、「市外」の使用料は、それ以外の者が利用する場合に適用する。
- * 「高校生」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学する者
- * 「障がい者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- * 「高齢者」とは、満65歳以上の者、「一般」とは、高校生、障がい者及び高齢者以外の者
- * 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。
- * 時間区分を延長する場合、もしくは終日利用する場合は、正午～午後1時(使用料は午前9時～正午の1時間当たりの金額)、午後5時～午後6時(使用料は午後6時～午後10時当たりの金額)の利用も可能。